県立中高英語検定チャレンジ事業補助金交付要領

（通則）

第１条　県立中高英語検定チャレンジ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。）及び熊本県教育・文化等振興補助金交付要項に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

　（目的）

第２条　この補助金は、非課税世帯の中高校生が英語の「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の４技能を測る資格・検定試験（以下「英語資格・検定試験」という。）を受験する場合、予算の範囲内でその経費の一部を補助し、もって、中高校生の英語力向上及び低所得世帯の教育費負担の軽減に寄与することを目的とする。

　（定義）

第３条　この要領において「英語資格・検定試験」とは、別表に定めるものをいう。

２　この要領において「非課税世帯」とは、保護者等全員の補助金の交付申請を行う年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の者をいう。

３　この要領において「中高校生」とは、熊本県立高等学校２年生及び熊本県立中学校３年生（以下「県立学校」という。）に在籍する者をいう。

　（交付申請、実績報告及び請求）

第４条　申請、実績報告及び補助金の請求は、補助金交付申請書（様式１）により併せて行うものとし、申請者は当該申請書に関係書類を添え、別途定める締切日までに熊本県教育長に提出しなければならない。申請は県立学校に在籍している生徒に限る。英語資格・検定試験受験後に転学・退学等により県立学校に在籍しなくなった生徒は申請できない。

　（交付決定及び交付確定）

第５条　熊本県教育長は、前条の規定による交付申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定及び交付確定を行い、補助金交付決定・確定通知書（様式２）により申請者に通知するものとする。

　（交付決定及び交付確定の取消）

第６条　熊本県教育長は、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び交付確定を取り消すことができる。

（１）交付申請の内容に虚偽やその他不正があったと認められるとき。

（２）交付決定・確定者の保護者等が非課税世帯でなくなったとき。

　（補助金の支払）

第７条　熊本県教育長は、第５条の規定により補助金の額を確定したときは、交付決定者に速やかに補助金を支払わなければならない。

　（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

　　　附　則

　この要領は、令和３年（２０２１年）４月２２日から施行する。

　この要領は、令和５年（２０２３年）４月２６日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |
| --- |
| 補助対象とする英語資格・検定試験 |
| 英語資格・検定試験実施主体名 | 英語資格・検定試験名 |
| 株式会社ベネッセコーポレーション | ＧＴＥＣ　検定版・アセスメント版ともに４技能※高校生はＣＥＦＲ　Ｂ２以上、中学生はＣＥＦＲ　Ａ２以上のスコアを保持している生徒は除く |
| 公益財団法人日本英語検定協会 | 高校生実用英語技能検定（英検）３級、準２級及び２級中学生実用英語技能検定（英検）３級及び準２級 |